

細則

本細則は、取引ツール「Formula（フォーミュラ）」、および「Formula DNA（フォーミュラディーエヌエー）」について、システムごとに定めた事項について規定するものです。

—取引ツール「Formula（フォーミュラ）」—

第1条（利用時間）

お客様が「Formula」を利用できる時間は、原則、365日24時間とします。ただし、システムメンテナンス等によりご利用を制限する場合があります。また、お客様に通知することなくこの利用時間を変更する場合があります。

第2条（取引の種類）

お客様が「Formula」にて取引できるのは、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所および中部大阪商品取引所における通常の先物取引に限ります。各取引所の定めた特定取引(スプレッド等)または、オプション取引は含みません。なお、平成20年9月29日以降に新規で取引を開始されたお客様におかれましては、当面の間、中部大阪商品取引所の取扱いを停止させていただきます。

第3条（委託手数料）

お客様が「Formula」を利用するにあたっては、お客様に委託手数料を負担していただきます。委託手数料の額および徴収時期は、別途定めるところとします。

第4条（注文について）

お客様が「Formula」にて委託できる注文は、「成行（マーケットオーダー）」「指値（リミットオーダー）」「逆指値」「ストップ（ストップオーダー+マーケットオーダー）」「ストップリミット（ストップオーダー+リミットオーダー）」の5種類です。

- 「Formula」の場節立会の商品銘柄の取引において、当社が定める時刻をもって注文の締切り(注文の取消依頼も含む)とします。また場節立会の商品銘柄において、注文の締切り時間内に受け付けた成行注文で、執行場節の指定がない場合には直近場節で注文が執行されます。
- お客様が「Formula」にて委託された売買注文の有効期間は、当該銘柄に最終立会いまでに出された注文については当営業日を含め10営業日以内(但し、注文画面により異なります。以下「最大10営業日」といいます)、また当該銘柄の最終立

会後に出された注文については翌営業日より最大10営業日以内とします。なお、場節立会の商品銘柄の注文にて、執行場節の指定を行った際の注文は当日限りとなります。ただし、当社の判断によりお客様に通知することなく注文の有効期間を変更する場合があります。

- 4 「Formula」における新規建玉の注文には1件あたり50枚までの制限枚数を設けています。なお、この制限枚数はお客様からの申し出に応じ変更することもできます。

第5条（取扱銘柄）

お客様が「Formula」にて取引できる銘柄は、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所および中部大阪商品取引所に上場されている、当社が指定する銘柄に限ります。なお、商品取引所が売買を規制している銘柄、限月および当社が自主的に売買を規制した場合はその銘柄、限月については取引できません。

第6条（充用有価証券の証拠金としての取扱い）

「Formula」においてお客様が預託することができる有価証券は当社が定めた銘柄とし、かつ証券保管振替制度(ほふり)を介したものとします。

- 2 有価証券の充用価格は、株式会社日本商品清算機構(JCCH)が発行する充用有価証券価格表に基づいた価格を適用します。
- 3 差引損益金通算額に関しては、毎営業日の日中立会終了時点で当社にて証拠金との清算を行いますが、当社がお預りしている預り証拠金が有価証券のみの場合、または有価証券と一部現金をお預りしている場合、毎営業日の日中立会終了時点で差引損益金通算額が損計算となり、その全額に対する清算が出来ない時には、お客様が当該金額を「Formula」ログイン後の画面にて自ら確認していただき、当該金額について当社が指定する日までに入金するものとします。なお、入金が行われない場合には、当社がお預りしている有価証券を換価処分する旨を通知し、通知の6営業日後、換価処分を行い充当します。
- 4 預託された有価証券の返却については、返却書類受理後、4営業日以内に手続きを行います。

施行日 平成21年10月14日